

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2020-95667(P2020-95667A)

【公開日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-94190(P2019-94190)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 07 B 15/00 (2011.01)

G 06 Q 20/32 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

G 07 B 15/00 M

G 06 Q 20/32 300

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

前記駐車場に設置され、ユーザが、そのユーザの車両の前記駐車場からの出庫時に、駐車料金を計算する計算機能と、駐車料金を電子決済を除く非電子決済方法であって現金決済またはカード決済を含むもので精算することを可能にする決済機能とを有する精算機と、

前記駐車場の外部に設置され、前記精算機との間で通信を行う管理サーバと、ユーザの通信端末であって、前記管理サーバとの間での通信が可能であるものとを含み、

ユーザは、出庫時に、駐車料金を前記非電子決済方法で精算する場合には、前記精算機を操作する一方、駐車料金を電子決済方法で精算する場合には、前記精算機に代えて前記通信端末を操作し、

前記精算機は、ユーザによって操作されると、駐車料金を計算してその駐車料金を前記非電子決済方法で決済し、

前記通信端末は、ユーザによって操作されると、精算リクエストを前記管理サーバに送信し、

その管理サーバは、前記精算機に対し、駐車料金の計算リクエストを送信し、

その精算機は、駐車料金を計算して、その駐車料金を表す駐車料金データを前記管理サーバに送信し、

その管理サーバは、駐車料金データを前記通信端末に送信し、

その通信端末は、前記駐車料金データにより表される駐車料金の電子決済を行うために電子決済リクエストを送信し、

それに応答し、決済サーバが前記電子決済を行い、

それにより、ユーザが駐車料金を非電子決算方法と電子決済方法とのうち選択したもので精算することを可能にする駐車場管理システム。

【請求項 2】

前記通信端末は、自身の現在位置を測定する測位機能を有し、

前記通信端末および／または前記管理サーバは、ユーザが、前記駐車場の近傍にいることを条件に、前記電子決済を許可する請求項1に記載の駐車場管理システム。

【請求項 3】

後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

前記駐車場に設置され、ユーザが、そのユーザの車両の前記駐車場からの出庫時に、駐車料金を計算する計算機能と、駐車料金を電子決済を除く非電子決済方法であって現金決済またはカード決済を含むもので精算することを可能にする決済機能とを有する精算機と、

ユーザの通信端末であって、前記精算機との間での通信が可能であるものとを含み、

ユーザは、出庫時に、駐車料金を前記非電子決済方法で精算する場合には、前記精算機を操作する一方、駐車料金を電子決済方法で精算する場合には、前記精算機に代えて前記通信端末を操作し、

前記精算機は、ユーザによって操作されると、駐車料金を計算してその駐車料金を前記非電子決済方法で決済し、

前記通信端末は、ユーザによって操作されると、精算リクエストを前記精算機に送信し、

その精算機は、前記精算リクエストを受信すると、駐車料金を計算し、その駐車料金を表す駐車料金データを前記通信端末に送信し、

その通信端末は、前記駐車料金データにより表される駐車料金の電子決済を行うために電子決済リクエストを送信し、

それに応答し、決済サーバが前記電子決済を行い、

それにより、ユーザが駐車料金を非電子決算方法と電子決済方法とのうち選択したもので精算することを可能にする駐車場管理システム。

【請求項 4】

前記駐車場は、複数の駐車位置を有し、

前記精算機は、駐車位置ごとに、駐車車両の有無を管理し、

前記通信端末は、

前記出庫時に、ユーザの操作に応じ、前記精算リクエストと、前記駐車場における複数の駐車位置のうちユーザによって選択された選択駐車位置を識別するための識別情報とを前記精算機に送信し、

その精算機は、

前記精算リクエストと前記識別情報とを受信すると、その識別情報によって識別される前記選択駐車位置について駐車時間を計算して駐車料金を計算し、その駐車料金を表す駐車料金データを前記通信端末に送信する請求項3に記載の駐車場管理システム。

【請求項 5】

さらに、前記通信端末との間での通信が可能な管理サーバを含み、

前記通信端末は、前記支払完了信号を前記精算機に送信すると、前記駐車場に関する駐車の状況を表す駐車情報を前記管理サーバに送信し、

その管理サーバは、前記駐車場に関連する駐車情報であって前記精算機において取得されたものを前記通信端末を経由して前記精算機から取得する請求項3または4に記載の駐車場管理システム。

【請求項 6】

前記通信端末は、前記精算機との間で近距離無線通信を行い、それにより、前記通信端末は、ユーザが前記精算機の近傍に居ることを条件に、前記電子決済を行う請求項3ないし5のいずれかに記載の駐車場管理システム。

【請求項 7】

請求項1ないし6のいずれかに記載の通信端末としてコンピュータを機能させるための

プログラム。

【請求項 8】

請求項 1ないし 6のいずれかに記載の精算機としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項 9】

請求項 1, 2または5に記載の管理サーバとしてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項 10】

請求項 7ないし 9のいずれかに記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。